

○総務省告示第二百四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条第二号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百六十七号（簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年六月一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

一 無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。

〔1〕5 略

5 三五一・一〇六二五MHz以上三五一・一九三七五MHz以下の周波数であつて、三五一・一〇六二五MHz及び三五一・一〇六二五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの以外の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信機の出力端子から送信空中線までの間又は受信空中線から受信機の入力端子までの間に挿入される装置及び送受信の空中線

二 発射可能な周波数及び空中線電力は、次のとおりとする。

1 周波数

(1) 設備規則第五十四条第二号チに規定するキャリアセンスを備え付けており、かつ、法第四号第二号の適合表示無線設備のみを使用するもの

三五一・〇三二二五MHz以上三五一・六三二二五MHz以下の周波数であつて、三五一・〇三一七五MHz及び三五一・〇三二二五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの

(2) (1)、(3)及び(4)のもの以外のもの

一五四・四四三七五MHz以上一五四・六一二五MHz以下の周波数であつて、一五四・四四三七五MHz及び一五四・四四三七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの、四六五・〇九六八七五MHz以上四六五・一五三二五MHz以下の周波数であつて、四六五・〇九六八七五MHz及び四六五・〇九六八七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの並びに四六七MHz以上四六七・四MHz以下の周波数であつて、四六七MHz及び四六七MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの

〔3〕のもの相互間の通信を中継するもの

四六八・七九六八七五MHz以上四六八・八五三二二五MHz以下の周波数であつて、四六八・七九六八七五MHz及び四六八・七九六八七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの

なお、この周波数の使用は二周波方式に限り、四六五・〇三三三七五MHzから四六五・〇九〇六二五MHzまでの周波数の範囲と対とする。

〔4〕と通信するもの

四六五・〇三三三七五MHz以上四六五・〇九〇六二五MHz以下の周波数であつて、四六五・〇三三三七五MHz及び四六五・〇三三三七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの

なお、この周波数の使用は二周波方式に限り、四六八・七九六八七五MHzから四六八・八五三二二五MHzまでの周波数の範囲と対とする。

2 空中線電力

(1) 三五一・一〇六二五MHz以上三五一・一九三七五MHz以下の周波数であつて、三五一・一〇六二五MHz及び三五一・一〇六二五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えた周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備については、一ワット以下

〔2〕 略

〔三・四 略

一 〔同上〕

〔1〕5 同上

5 三五一・一六八七五MHz、三五一・一七五MHz、三五一・一八二二五MHz、三五一・一八七五MHz及び三五一・一九三七五MHz以外の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信機の出力端子から送信空中線までの間又は受信空中線から受信機の入力端子までの間に挿入される装置及び送受信の空中線

二 〔同上〕

1 〔同上〕

(1) 設備規則第五十四条第二号チに規定するキャリアセンスを備え付けており、かつ、法第四号第二号の適合表示無線設備のみを使用するもの

三五一・一六八七五MHz以上三五一・三八二二五MHz以下の周波数であつて、三五一・一六八七五MHz及び三五一・一六八七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの

(2) (1)のもの以外のもの

一五四・四四三七五MHz以上一五四・六一二五MHz以下の周波数であつて、一五四・四四三七五MHz及び一五四・四四三七五MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの並びに四六七MHz以上四六七・四MHz以下の周波数であつて、四六七MHz及び四六七MHzに六・二五kHzの自然数倍を加えたもの

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

2 〔同上〕

(1) 三五一・一六八七五MHz、三五一・一七五MHz、三五一・一八二二五MHz、三五一・一八七五MHz及び三五一・一九三七五MHzの周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備については、一ワット以下

〔2〕 同上

〔三・四 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。